

茨城県土木部建設工事検査要領 検査技術基準

土木部検査指導課

(令和3年4月)

目 次

茨城県土木部建設工事検査要領…………… 1

茨城県土木部建設工事検査技術基準……………22

茨城県土木部建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部が所管する建設工事(以下「工事」という。)の検査について、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。),茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号。以下「執行規則」という。)及び茨城県建設工事施工等の手続き及び監督規程(平成8年茨城県訓令第23号。以下「監督規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、財務規則、執行規則及び監督規程に定めるところによる。

(検査の種類)

第3条 この要領において「検査」とは、完成検査、部分引渡検査及び中間検査をいい、各検査の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 完成検査 受注者から工事完成通知書(執行規則別表様式第6号)の提出を受けて、設計図書に基づいて当該工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (2) 部分引渡検査 設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)について、受注者から部分引渡完成通知書(執行規則別表様式第6号を準用)の提出を受けて、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。
- (3) 中間検査 完成検査又は部分引渡検査においては確認することが不可能又は困難な使用材料、施工状況等について、検査可能なときに、設計図書との適合性を確認するために行う検査をいう。

(検査員)

第4条 この要領において「検査員」とは、本庁検査員、土木事務所検査員、工事事務所検査員、下水道事務所検査員及び事務所検査員をいい、各検査員の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 本庁検査員 検査指導課検査監、検査指導課の兼務を命じられた本庁の検査監及び検査監以外の職員(以下「検査指導課兼務検査員」という。),検査指導課長又は建築主管課長から当該工事の検査を命じられた職員をいう。
また、検査指導課兼務検査員のうち、各々の職種に応じて、土木主管課工事の電気及び機械設備工事の検査を命じられた営繕課、住宅課及び下水道課の職員を「設備検査員」という。
- (2) 土木事務所検査員 土木事務所検査監及び土木事務所長から専ら工事の検査を命じられた職員をいう。
- (3) 工事事務所検査員 工事事務所検査監及び工事事務所長から専ら工事の検査を命じられた職員をいう。

(4) 下水道事務所検査員 検査指導課兼務検査員及び下水道事務所長から電気及び機械設備工事の検査を命じられた下水道事務所の職員をいう。

(5) 事務所検査員 各出先の所長から当該工事の検査を命じられた職員をいう。

(指導及び助言)

第5条 検査員は、検査の結果に基づき、工事の改善を図る必要があると認めるときは、監督員に対しては設計、積算及び施工管理等について、受注者に対しては工程管理、品質管理、出来形管理及び写真管理等について指導及び助言することができる。

(土木主管課工事の検査事務の分掌)

第6条 検査のうち、土木主管課工事に係るものについては、次の各号に定める検査員が当該各号に定める検査を行うものとする。

(1) 本庁検査員

ア 本庁契約工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

イ 委任工事の検査のうち、特に技術的な判断を要するものとして所長から検査指導課長に検査依頼があった完成検査、部分引渡検査及び中間検査

ウ 本庁契約工事の中間検査であって、所長からの検査要求の有無にかかわらず実施するもの

エ 土木主管課工事のうち、建築の技術的な判断を必要とする工事で、所長から検査指導課長に依頼があった完成検査、部分引渡検査及び中間検査

オ 委任工事の検査のうち、検査が過度に集中するなどやむを得ない場合であって、土木事務所長から検査指導課長に派遣依頼があった完成検査及び部分引渡検査

(2) 土木事務所検査員 本庁契約工事及び委任工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

(3) 工事事務所検査員 本庁契約工事及び委任工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

(4) 下水道事務所検査員 本庁契約工事及び委任工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

(5) 事務所検査員 委任工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

(建築主管課工事の検査事務の分掌)

第7条 検査のうち、建築主管課工事に係るものについては、次の各号に定める検査員が当該各号に定める検査を行うものとする。

(1) 検査指導課検査監、検査指導課兼務検査員及び検査指導課長から検査を命じられた職員

ア 1件の請負に付する額(以下「金額」という。)が3千万円以上の工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

イ 1件の金額が3千万円未満の工事の検査のうち特に技術的な判断を要するものとして建築主管課長から検査指導課長に依頼があった完成検査、部分引渡検査及び中間検査

ウ 1件の金額が3千万円以上の工事の中間検査であって建築主管課長からの検査要求の有無にかかわらず実施するもの

(2) 建築主管課長からの検査を命じられた職員 1件の金額が3千万円未満の工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査

(検査員の構成)

第8条 検査は、別表1に定めるところにより構成される検査員が行うものとする。

(土木事務所検査員及び工事事務所検査員の派遣)

第9条 土木事務所以外の事(工)務所の所長(検査監が配置された工事事務所を除く。)は、電気及び機械設備以外の工事のうち、1件の金額が5百万円以上1億5千万円未満の工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査を行う場合は、別表1の1①に定めるところにより検査員の派遣を依頼するものとする。

また、1件の金額が5百万円未満の工事の場合であっても、当該所長が検査員の検査を受ける必要があると認める工事については、当該土木事務所長に派遣を依頼することができるものとする。

2 検査監が単数配置された工事事務所の所長は、電気及び機械設備以外の工事のうち、1件の金額が3千万円以上1億5千万円未満の工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査を行う場合は、当該事務所の所在地を管轄する土木事務所長に検査員の派遣を依頼することができるものとする。

3 前2項の規定による派遣の依頼は、土木事務所検査員派遣依頼書(様式第1号)に工事起工(変更)概要書(監督規程様式第4号)の写しを添付するものとする。

4 土木事務所長は、前項の規定による土木事務所検査員派遣依頼書(様式第1号)を収受したときは、当該所属の土木事務所検査員又は当該管轄内の工事事務所検査員を派遣しなければならない。ただし、当該管轄内の工事事務所検査員を派遣するときは、工事事務所検査員派遣通知書(様式第1号の4)に工事起工(変更)概要書(監督規定様式第4号)の写しを添付して、当該工事事務所長に送付するものとする。

(下水道事務所検査員の派遣)

第9条の2 事(工)務所の所長は、電気及び機械設備工事のうち、1件の金額が1億5千万円未満の工事の完成検査、部分引渡検査及び中間検査を行う場合は、別表1の1②に定めるところにより、原則として当該工事箇所を管轄とする下水道事務所長に下水道事務所検査員の派遣を依頼するものとする。

2 前項の規定による派遣の依頼は、下水道事務所検査員派遣依頼書(様式第1号の2)に工事起工(変更)概要書(監督規程様式第4号)の写しを添付するものとする。

3 下水道事務所長は、前項の規定による下水道事務所検査員派遣依頼書(様式第1号の2)を収受したときは、当該所属の下水道事務所検査員を派遣しなければならない。

(本庁検査員の派遣)

第9条の3 土木事務所長の所長は、電気及び機械設備以外の工事のうち、1件の金額が5百万円以上1億5千万円未満の工事の完成検査及び部分引渡検査において、検査が過度に集中するなどやむを得ない場合は、検査指導課長に本庁検査員の派遣を依頼することができるものとする。

2 前項の規定による派遣の依頼は、本庁検査員派遣依頼書(様式第1号の3)に工事起工(変更)概要書(監督規程様式第4号)の写しを添付するものとする。

3 検査指導課長は、前項の規定による本庁検査員派遣依頼書(様式第1号の3)を収受したときは、速やかに派遣の可否を決定し土木事務所長へ通知するものとする。

(中間検査の実施)

第10条 中間検査は、原則として、別表2に定める項目及び回数について行うものとする。

2 検査指導課長は、所長又は建築主管課長からの検査要求の有無にかかわらず中間検査を実施することができる。

(低入札価格調査制度対象工事の検査)

第11条 低入札価格調査制度対象工事の検査は、「低入札価格調査制度対象工事の監督等の強化に係る実施要領」(平成15年3月28日通知)の第2条(5)に定める厳格な検査の実施及び「低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る運用基準」(平成15年3月28日通知)の第1監督体制等の強化、別表1(5)に定める厳格な検査の実施による。

2 検査指導課長は、厳格な監督・検査の取扱い運用を、別途定めるものとする。

(検査の技術基準)

第12条 検査の技術基準は、茨城県土木部建設工事検査技術基準に定めるところによる。

(検査結果の復命と通知)

第13条 検査を実施した検査員は、土木主管課工事については別表3、建築主管課工事については別表4に定めるところにより書類を作成しなければならない。

(手直しの命令)

第14条 検査員は、検査の結果、工事が設計図書に適合しないと認めるときは、受注者に手直し命令書(様式第5号)により期限を付して手直しを命じなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で手直しを命じることができる。

2 前項の手直し事項が重大であるときは、検査員は、主管課長及び所長と協議しなければならない。

(再検査)

第15条 検査員は、手直しを命じた受注者から手直しの措置が完了した旨の報告があったときは、再検査を行うものとする。ただし、写真、資料等により手直しが確認できる場合は、これらにより再検査に代えることができる。

2 検査員は、再検査の結果を、再検査復命書(様式第6号)により検査指導課長又は所長に復命しなければならない。

3 検査員は、再検査の結果が合格のときは、別表3、別表4により調書を作成するものとする。

(雑 則)

第16条 土木部が所管する建設工事以外の検査であって検査指導課長に依頼されたものは、別に定めがあるもののほかこの要領に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事起工決議した工事及び知事が別に指定する工事について適用し、施行日前に工事起工決議した工事(知事が別に指定する工事を除く。)については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

検 査 員 の 構 成

1 土木主管課の工事

① 電気及び機械設備以外の工事

区 分		完 成 検 査 ・ 部 分 引 渡 検 査	中 間 検 査
本 庁 契 約 工 事	5 億円以上の工事	検査指導課検査監の複数とする。	本庁検査員の複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本庁検査員と当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査監との複数とする。
	1 億 5 千万円以上 5 億円未満の工事	本庁検査員の複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本庁検査員と当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査監との複数とする。	
委 任 工 事	4 千万円以上 1 億 5 千万円未満の 工事	当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員の複数又は、同検査員と当該事務所検査員との複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本庁検査員を加えた複数とすることができる。	当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員の複数又は、同検査員と当該事務所検査員との複数とする。
	5 百万円以上 4 千万円未満の工事	原則 、当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員の単数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本庁検査員又は当該事務所検査員の単数とすることができる。	当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員の単数とする。
	5 百万円未満の工事	当該事務所検査員の単数とする。ただし、必要がある場合は当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員の単数とすることができる。	当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員又は、当該事務所検査員の単数とする。
	除草及び区画線の工事	当該土木事務所管内の土木（工事）事務所検査員又は、当該事務所検査員の単数とする。	

注 1) 区分欄の金額は、請負に付する額である。

注 2) 下水道事務所長にあっては、**工事場所**の所在地を管轄する**土木（工事）事務所長**に検査員の派遣を依頼するものとする。

注 3) 港湾事務所長にあっては、港湾事務所及び各港区事業所の所在地を管轄する土木事務所長に検査員の派遣を依頼するものとする。

② 電気及び機械設備工事

区分		完成検査・部分引渡検査	中間検査
本 庁 契 約 工 事	1億5千万円以上の工事	設備検査員と下水道事務所検査員との複数又は、下水道事務所検査員の複数とする。	
	4千万円以上 1億5千万円未満の工事	下水道事務所検査員の複数とする。	
	4千万円未満の工事	原則、下水道事務所検査員の単数又は、当該事務所検査員の単数とする。	

注1) 区分欄の金額は、請負に付する額である。

注2) 本庁契約工事のうち、低入札価格調査制度の対象となった工事の検査については、当該事業課の検査指導課兼務検査員を検査に加えることができる。

注3) 委任工事のうち、低入札(総合評価方式)の対象となった工事の検査については、本庁契約工事検査と同様とする。

2 建築主管課の工事

区 分	完 成 検 査 ・ 部 分 引 渡 検 査	中 間 検 査
本 庁 契 約 工 事 4 千万円以上の工事	検査指導課検査監の複数、検査指導課検査監と検査指導課兼務検査員との複数又は検査指導課検査監と検査指導課長から当該工事の検査を命じられた職員との複数とする。ただし、電気及び機械設備工事の検査の場合にあつては、本庁検査員の複数で可とする。	検査指導課検査監の複数、検査指導課検査監と検査指導課兼務検査員との複数又は検査指導課検査監と検査指導課長から当該工事の検査を命じられた職員との複数とする。ただし、電気及び機械設備工事の検査の場合にあつては、本庁検査員の複数で可とする。 なお、重要な構造物が対象でない検査にあつては、検査指導課検査監若しくは検査指導課兼務検査員の単数で可とする。ただし、電気及び機械設備工事の検査の場合にあつては、本庁検査員の単数で可とする。
3 千万円以上 4 千万円未満の工事	原則、検査指導課検査監（電気及び機械設備工事の検査の場合にあつては本庁検査員）の単数とする。	原則、検査指導課検査監（電気及び機械設備工事の検査の場合にあつては本庁検査員）の単数とする。
3 千万円未満の工事	本庁検査員の単数とする。	本庁検査員の単数とする。

注1) 区分欄の金額は、請負に付する額である。

注2) 低入札価格調査制度の対象となった工事の検査については、建築主管課の検査指導課兼務検査員を検査に加えることができる。

注3) 土木主管課の工事についても、建築工事についてはこの表を準用するものとする。

注4) やむを得ない場合は、検査指導課検査監を検査指導課兼務検査員（検査監に限る。）と読み替えることができる。

別表 2

(1) 中間検査対象項目

工 種	内容または中間検査の時期	
共通事項	茨城県建設工事適正化指針等	
	ア 契約書等の履行状況(契約書、仕様書、照査)	オ 立会確認、段階確認検査等
	イ 工事施工状況(出来形・品質管理、工事写真)	カ 工事材料の保管(良否)
	ウ 工程管理、安全管理(進捗管理、関係法令)	キ 工事カルテ、建退共、現場掲示等
	エ 施工体制(施工計画書、施工体制台帳等)	ク リサイクル、創意工夫等
道路工事	ア 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	エ 重要な二次製品構造物
	イ 地盤改良	
	ウ 上層路盤が完了し舗装工事に着手する前	
橋 梁	ア 下部工：基礎工(杭配置、杭頭補強鉄筋)及び配筋	エ 重要な二次製品構造物
	イ P C橋上部工：ポステン桁製作工(配筋、シース配置状況)	
	ウ 鋼橋上部工：仮組検査(簡易なものを除く)及び床版配筋	
トンネル	ア 掘削完了し一次覆工後断面	
	イ 二次覆工及び型枠設置状況	
	ウ 路盤工が完了し、舗装工事に着手する前	
河 川	ア 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	
	イ 重要な築堤工・護岸工	
	ウ 重要な二次製品構造物	
砂 防	ア 堰堤基礎(掘削完了後でコンクリート打設前の床付け状況等)	
地滑り・急傾斜	ア 抑止杭の材料と施工	
	イ アンカー工の材料と施工	
港湾・海岸	ア 重要なコンクリート構造物の配筋	
	イ ケーソン製作の配筋、寸法及び仮置き状態	
下 水 道	ア 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋	
	イ シールド覆工	
	ウ シールド及び推進工事の立坑に到達する前	
塗 装 工	ア 大規模な塗替え工のケレン	
建 築	ア 主要構造物の杭、基礎及び地下階の山留工	
	イ 主要構造物の配筋及び躯体	
	ウ 大規模又は特殊な架構(カーテンウォールを含む)の製作(加工又は仮組検査)	
	エ 鉄骨造及び木造の建方	
電 気	ア 直埋配線及び配管	
	イ 高圧機器等の工場製品の工場検査	
機 械	ア 埋戻し前の配管及びダクト工事	
	イ 特殊機器の工場製品の工場検査	
そ の 他	ア 必要と認められるもの	

(2) 中間検査の回数

	金 額	回 数
①	～ 5百万円未満	必要に応じて実施
②	5百万円以上 ～ 3千万円未満	原則1回以上
③	3千万円以上 ～ 1億5千万円未満	1回以上
④	1億5千万円以上 ～ 5億円未満	2回以上及び2カ年に跨る工事は原則1回/年以上
⑤	5億円以上	3回以上
⑥	除草、区画線の工事等	完成検査のみ実施

注1 中間検査は、上記(1)の中間検査対象項目について工期の前半に受けること。なお、上記(1)の中間検査対象項目に該当しない工事及び上記(2)の中間検査の回数によりがたい場合については、別途検査員と協議の上、検査の内容及び回数について決定するものとする。

注2 「低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る運用基準」(平成15年3月28日通知)の第1監督体制等の強化、別表1(5)②に定める中間検査の頻度は、上記回数の1.5～2倍、検査員との協議は、工事概要書、構造一般図、監督検査予定表等による。(総合評価方式による低入札も含む)

別表3 土木主管課工事

検査員が作成する書類

	検査員が作成する書類	復命・報告先	
		本庁契約工事	委任工事
完成検査	工事完成検査復命書(様式第2号その1)	検査命令権者	検査命令権者
	工事完成検査報告書(様式第2号その2)	土木主管課長及び所長	
	工事完成検査調書(様式第3号)	検査命令権者	検査命令権者
部分引渡検査 ※完成検査を準用	工事部分引渡検査復命書(様式第2号その1を準用)	検査命令権者	検査命令権者
	工事部分引渡検査報告書(様式第2号その2を準用)	土木主管課長及び所長	
	工事部分引渡検査調書(様式第3号を準用)	検査命令権者	検査命令権者
中間検査	工事中間検査復命書(様式第2号その1を準用)	検査命令権者	検査命令権者
	工事中間検査報告書(様式第2号その2を準用)	土木主管課長及び所長	
	工事中間検査調書(様式第4号)	検査命令権者	検査命令権者

※委任工事については、検査員が所属事務所等の検査を行う場合に限り、「工事完成(部分引渡・中間)検査復命書」の作成を要しないものとする。ことができる。
 ※検査員が所属長以外の者から検査命令を受けた場合は、所属長に検査結果を報告するものとする。

別表4 建築主管課工事

検査員が作成する書類

	検査員が作成する書類	復命・報告先	
		請負に付する額が3,000万円以上の工事	請負に付する額が3,000万円未満の工事
完成検査	工事完成検査復命書(様式第2号その1)	検査命令権者	検査命令権者
	工事完成検査報告書(様式第2号その2)	建築主管課長	
	工事完成検査調書(様式第3号)	検査命令権者	検査命令権者
部分引渡検査 ※完成検査を準用	工事部分引渡検査復命書(様式第2号その1を準用)	検査命令権者	検査命令権者
	工事部分引渡検査報告書(様式第2号その2を準用)	建築主管課長	
	工事部分引渡検査調書(様式第3号を準用)	検査命令権者	検査命令権者
中間検査	工事中間検査復命書(様式第2号その1を準用)	検査命令権者	検査命令権者
	工事中間検査報告書(様式第2号その2を準用)	建築主管課長	
	工事中間検査調書(様式第4号)	検査命令権者	検査命令権者

※請負に付する額が3,000万円未満の工事については、検査員が所属課の検査を行う場合に限り、「工事完成(部分引渡・中間)検査復命書」の作成を要しないものとすることができる。

※検査員が所属長以外の者から検査命令を受けた場合は、所属長に検査結果を報告するものとする。

土木事務所検査員派遣依頼書

年 月 日			
<p style="text-align: center;">_____ 土木事務所長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">_____ 所 長</p>			
<p style="text-align: right;">完 成 土木部建設工事検査要領第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の工事の 部分引渡 検査 中 間</p> <p>のため、貴事務所検査員の派遣を依頼します。</p>			
工 事 名 工 事 番 号	検査場所	検 査 概 要 又は検査項目	検 査 希 望 日 等 ※派遣検査員 (土木事務所で記入)
			検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
			検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
			検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)

- ・ 工事起工（変更）概要書（監督規程様式第 4 号）の写しを添付すること。
- ・ 検査希望日等については事前に協議すること。また、下段の※欄は、依頼を受けた土木事務所が派遣する検査員名を記入すること。

下水道事務所検査員派遣依頼書

年 月 日

下水道事務所長 殿

所長

土木部建設工事検査要領第9条の2第1項の規定により下記の工事の 完 成
部分引渡 検査のため、
中 間
貴下水道事務所検査員の派遣を依頼します。

工 事 名 工事番号	検 査 場 所	検 査 概 要 又は検査項目	検 査 希 望 日 等 ----- ※派遣検査員(派遣側で記入)
			検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
			検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
			検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)

- ・工事起工(変更)概要書(監督規程様式第4号)の写しを添付すること。
- ・検査希望日等については事前に協議すること。また、下段の※欄は、依頼を受けた下水道事務所
が派遣する検査員名を記入すること。

本庁検査員派遣依頼書

年 月 日

検査指導課長 殿

土木事務所長

土木部建設工事検査要領第9条の3第1項の規定により下記の工事の 完 成 検査のため、
部分引渡
 本庁検査員の派遣を依頼します。

工 事 名 工 事 番 号	検 査 場 所	検 査 概 要 又は検査項目	検 査 希 望 日 等 ※派遣検査員 (検査指導課で記入)
			検査希望日： 月 日 ※(派遣検査員名)
			検査希望日： 月 日 ※(派遣検査員名)
			検査希望日： 月 日 ※(派遣検査員名)

- ・ 工事起工（変更）概要書（監督規程様式第4号）の写しを添付すること。
- ・ 検査希望日等については事前に協議すること。また、下段の※欄は、依頼を受けた検査指導課が派遣する検査員名を記入すること。

工事事務所検査員派遣通知書

年 月 日

工事事務所長 殿

土木事務所長

土木部建設工事検査要領第 9 条第 4 項の規定により下記の工事の
 完成部分引渡検査のため、
 中間

貴事務所検査員を派遣することとしましたので通知します。

工 事 名 工 事 番 号	検査場所	検 査 概 要 又は検査項目	検 査 日 等
			派 遣 検 査 員
			検査日： 月 日
			派遣検査員名
			検査日： 月 日
			派遣検査員名

- ・ 工事起工（変更）概要書（監督規程様式第 4 号）の写しを添付すること。

完 成
工 事 部 分 引 渡 検 査 復 命 書
中 間

年 月 日		
殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 検査員職氏名 _____ 検査員職氏名 _____ </div>		
年 月 日に実施した 完 成 部 分 引 渡 中 間 検 査 の 結 果 は、 下 記 の と お り で す。		
工事番号及び工事名	第 — — — — 号 工 事	
工 事 場 所		
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間	
受 注 者		
監 督 員 職 氏 名		
検 査 概 要 又は 検 査 項 目		
(中間検査の場合) 中間検査の結果 (施工状況等の採点結果)	一般工事(第 回)	小規模工事(第 回)
(完成検査の場合等) 完成検査の結果 部分引渡検査の結果 (採点結果)	一 般 工 事	小 規 模 工 事
指 示 事 項 等		
備 考	進捗率 % (中間検査)	

完 成
工 事 部 分 引 渡 検 査 報 告 書
中 間

年 月 日	
殿	
検査員職氏名	
検査員職氏名	
年 月 日に実施した 完 成 部分引渡 検査の結果は、下記のとおりです。 中 間	
工事番号及び工事名	第 — — — — 号 工 事
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日 間
受 注 者	
監 督 員 職 氏 名	
検 査 概 要 又は 検 査 項 目	
(中 間 検 査 の 場 合) 中 間 検 査 の 結 果 (施 工 状 況 等 の 採 点 結 果)	一般工事 (第 回)
	小規模工事 (第 回)
(完 成 検 査 の 場 合 等) 完 成 検 査 の 結 果 部 分 引 渡 検 査 の 結 果 (採 点 結 果)	一 般 工 事
	小 規 模 工 事
指 示 事 項 等	
備 考	進捗率 % (中間検査)

様式第3号

工 事 完 成 検 査 調 書

年 月 日									
検査員職氏名 _____ 検査員職氏名 _____ 立会人職氏名 _____									
下記の工事は、所定の設計図書のとおり完成しました。									
工事番号及び工事名	第 — — — — 号 工 事								
工 事 場 所									
監 督 員 職 氏 名									
起 工 額	当初	円	最終	円					
請 負 金	当初	円	最終	円					
受 注 者									
契 約 年 月 日	年 月 日								
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間								
着 手 年 月 日	年 月 日								
完 成 年 月 日	年 月 日								
設 計 変 更 の 年月日及び変更金額									
検 査 年 月 日	年 月 日								
検 査 事 項	延期又は中止の有無		出来形の良否						
	手 直 し の 有 無		成 績						

・茨城県財務規則の規程による帳票の様式（平成8年茨城県告示第38号）第129号を出納第一課と協議をし了解のうえ修正したものである。

様式第4号

工 事 中 間 検 査 調 書

年 月 日									
検査員職氏名 _____									
検査員職氏名 _____									
立会人職氏名 _____									
下記工事の中間検査の結果は、次のとおりです。									
工事番号及び工事名	第 - - - - 号 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">工 事</div>								
工 事 場 所									
監 督 員 職 氏 名									
起 工 額	当初	円	最終	円					
請 負 金	当初	円	最終	円					
受 注 者									
契 約 年 月 日	年 月 日								
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間								
検 査 年 月 日	年 月 日		進捗率	%					
検 査 事 項									
施工状況等の採点結果	一般工事(第 回)			小規模工事(第 回)					
指 示 事 項									

・請負金とは受注者に支払う金額である。

手 直 し 命 令 書

年 月 日	
殿	
検査員職氏名 検査員職氏名 立会人職氏名	
茨城県土木部建設工事検査要領第14条の規定により，次のとおり手直しを命ずる。	
工 事 番 号 工 事 名	第 - - - - 号 工 事
工 事 場 所	
請 負 金	当初 円 最終 円
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 事 項	
手 直 し 期 限	年 月 日
備 考	

・請負金とは受注者に支払う金額である。

再 検 査 復 命 書

年 月 日	
殿	
検査員職氏名 検査員職氏名 立会人職氏名	
年 月 日に実施した再検査の結果は、次のとおりです。	
工 事 番 号	第 - - - - 号
工 事 名	工 事
工 事 場 所	
請 負 金	当初 円 最終 円
受 注 者	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
手直しの命令日	年 月 日
手直しの完了日	年 月 日
再 検 査 の 結 果	合 格 ・ 不 合 格
備 考	

- ・ 請負金とは受注者に支払う金額である。
- ・ 委任工事は写しを派遣された検査員が在籍する事務所の所長に提出する。
- ・ 本庁契約工事は写しを検査員が建築主管課長又は所長に提出する。

茨城県土木部建設工事検査技術基準

茨城県土木部建設工事検査技術基準

第1 趣旨

この技術基準は、茨城県土木部が発注する建設工事の着手から完成までを検査するうえで、工事の品質確保と検査の適切な実施を図るため、検査の技術的検査項目及び着眼点を定めるものである。

第2 検査の技術基準

- 1 検査は、当該工事の出来形を対象として実地に行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否を行うものとする。
 - (1) 工事の実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全対策等の実施状況の資料と契約図書とを対比しながら行うものとする。
 - (2) 出来形の検査は、工事目的物の設置位置、出来形の寸法及び出来形管理の資料と設計図書とを対比しながら茨城県土木工事施工管理基準で定める出来形管理基準及び規格値に基づき行うものとする。
 - (3) 品質の検査は、品質及び品質管理資料と設計図書を対比しながら、茨城県土木工事施工管理基準で定める品質管理基準及び規格値に基づき行うものとする。
 - (4) 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視及び観察により行うものとする。
- 2 各種工事における主な検査項目及び着眼点は別表5によるものとする。
- 3 部分引渡検査についても上記を適用するものとする。

第3 検査の事後処理

実地に検査した箇所は、測定した数値を出来形管理図、平面図、構造図等に記録し、復命することとする。

附 則

この技術基準は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成21年4月1日から施行する。

主な検査項目及び着眼点

2-1 土木工事

工 種	検 査 項 目	備 考
〔一般土木工事〕		
1 共通事項	1. 契約関係図書, 施工体制等 2. 設計図書の照査, 社内管理基準等 3. 施工計画書と現場施工方法 4. 施工管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳, 施工体系図, その他 ・照査結果の記録, 社内管理基準等の設定確認 ・施工計画書との適合確認 ・工程, 出来形, 品質, 出来映え等の確認
2 土工 河川土工 道路土工等	1. 基準高, 幅, 勾配, 延長、 断面形状 2. 土質又は岩質 3. 施工状況, 施工管理状況の確認 締固め, 埋戻し, 盛土 4. 仮 BM の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については数カ所選定して実測確認 ・施工管理資料及び工事写真による確認 ・残土処理法の確認 ・盛土材料の確認 ・リサイクル法関係書類の提出確認
3 路盤工	1. 基準高, 幅員, 厚さ, 延長, 横断形状 2. 使用材料の品質管理状況 3. 施工状況, 施工管理状況 の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については数カ所選定して実測確認 ・施工管理資料及び工事写真による確認 ・表面の仕上がり状況, 不陸の有無 ・プルーフローリングによる不良箇所のチェック ・構造物に接する部分の転圧状況の確認
4 舗装工	1. 基準高, 幅員, 厚さ, 延長, 横断形式, 平坦性 2. 使用材料の品質管理状況 4. 施工状況, 施工管理状況 の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1.については数カ所選定して実測確認 ・品質管理, 施工管理資料による確認 ・施工継目の状況 ・構造物に接する部分の施工状況 ・平坦性(目視、必要により管理結果)
5 コンクリート工一般	1. 使用材料の品質管理状況 2. コンクリートの強度 3. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理, 施工管理資料による確認 ・試験値のばらつき, 最低強度の確認 ・必要に応じシュミットハンマーテスト又は コア抜き取り強度テストにより確認 ・打設状況の適否(工事写真による確認) 豆板の有無, 打設・締固め方法の適否 ・養生方法 ・塩化物含有量, アルカリ骨材反応対策
6 鉄筋工	1. 施工状況の確認 2. 使用材料の規格, 寸法, 試験結果	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については現地測定(中間検査、監督 確認)又は工事写真により確認 ・鉄筋加工の適否 ・鉄筋間隔, 組立の正確性, 結束の確実性 ・かぶり, 継手の可否

工 種	検 査 項 目	備 考
7 ブロック積擁壁	1. 基準高, 法長, 勾配, 厚さ 延長, (面積) 2. 基礎工, 基礎砕石 3. 使用材料の品質管理状況 4. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については数ヶ所選定して実測確認 ・胴込, 裏込材の施工状況 ・裏丁張り, 裏型枠の実施状況 ・水抜き管の配置, 取付け状況 ・ブロック面のはらみの有無 ・必要に応じて注水試験
8 張ブロック	1. 基準高, 法長, 勾配, 厚さ 延長, (面積) 2. 基礎工, 基礎砕石 3. 使用材料の品質管理状況 4. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については数ヶ所選定して実測確認 ・均しコンクリート, 基礎砕石厚さについては3ヶ所選定して抜き取り確認 ・均しコンクリートとブロックの密着状況
9 コンクリート擁壁	1. 基礎高, 天端幅, 高さ, 延長, 法勾配 2. 基礎工, 鉄筋工, コンクリート工 3. 使用材料の品質管理状況 4. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1.については数ヶ所選定して実測確認 ・品質管理, 施工管理資料による確認 鉄筋加工組立状況及びかぶり 基礎杭と躯体の位置関係 コンクリートの品質状況 ・打継ぎ目の施工状況 ・縦方向の通り ・表面の仕上がり状態, 豆板の有無
10 モルタル吹付工	1. 面積, 法長, 厚さ 2. モルタルの品質 3. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・数ヶ所穿孔により厚さ及び金網のかぶり等の確認 ・亀裂, 浮上がりの有無 ・周辺法面との取付け状況
11 樋門、樋管工	(躯体工) 1. 基準高, 内空断面(幅, 高さ), 厚さ, 延長 2. 鉄筋工, コンクリート工 3. 基礎杭工 (門扉工) 4. 開閉機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工, 基礎杭施工状況の確認 ・継ぎ手部漏水の有無 ・ひび割れ, 破損の有無 ・埋戻し土質及び転圧等施工方法 ・門扉の作動試験(動力), 操作の円滑性 ・水密性の確認 ・有害ながたつきの有無
12 管(函)梁工	1. 基礎高, 延長, 高さ, 径又 は幅, 厚さ 2. 使用材料の規格寸法 3. 基礎工 4. 鉄筋工 5. コンクリート工 6. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1.については数ヶ所選定して実測確認 ・基礎工, 鉄筋工, コンクリートの施工及び品質の適否 ・中心線のズレ ・継ぎ手部漏水, ひび割れの有無 ・管底のたるみ等の不具合の外観確認 ・埋戻し法

工 種	検 査 項 目	備 考
13 側溝、水路工	1. 基準高、厚さ、幅、高さ、延長 2. 基礎工 3. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・1.については数カ所選定して実測確認 ・漏水の有無、継ぎ目の施工状態 ・埋戻し方法
14 杭基礎工	1. 基礎高、本数、間隔と偏心 2. 使用材料の品質、規格寸法 3. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・許容偏心量の確認(監督員に確認) ・施工管理資料により確認 杭頭の処理、継ぎ杭施工状況の適否 打込み長さ 支持力(監督確認又は施工管理資料) ・施工方法の確認(写真等)
15 ウェル、ケーソン工	1. 基礎高、各部構造・寸法、偏心、傾斜量 2. 地耐力 3. 沈下管理 4. 工場製品ウェルの品質、寸法 5. コンクリート工(ケーソン)	<ul style="list-style-type: none"> ・1.については数カ所選定して実測確認 ・地耐力(監督確認又は施工管理の資料) ・コンクリート打継部、ウェル接合部の施工状況 ・傾斜量、偏心量 ・堀削土の処分方法の確認
16 溶接工	1. 溶接長、脚長、のど厚 2. 溶接棒の種類、溶接方法 3. 溶接工の資格 4. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・外観観察及び、工事写真による確認、必要に応じ放射線検査 ・溶着金属表面の均一性、割れ、ブローホールの有無、アンダーカット、オーバーラップ等の母材接合部の状態観察 ・母材の歪み
17 塗装工	1. 塗料の種類、品質、色別、色調 2. 素地調整、塗装回数 3. 膜圧 4. 施工状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現地観察及び工事写真による確認 ・ケレン度の適否 ・塗膜の状態(気泡、むらの有無) ・隅部、裏面等の塗残しの有無 ・膜厚計による計測
18 橋梁一般	1. 基準高、縦横断勾配、橋長、幅員、橋面工 2. 伸縮継手、支床工 3. 施工精度、仕上がり、美観	<ul style="list-style-type: none"> ・現地測定及び施工管理資料による確認 ・取付道路との取合い、排水処理の状況 ・遊間の適否、平坦性、アンカー据付けの状況
19 橋梁下部工	1. 基準高、形状寸法 2. 中心線のずれ、角度、位置関係 3. 杭基礎工 4. 鉄筋コンクリート工	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については現地実測により確認 橋座、胸壁の標高、胸壁・橋脚中心間の距離の計測等 ・相互の位置関係:橋台・橋脚相互間の対角線長の確認等 ・配筋検査結果等の確認

工 種	検 査 項 目	備 考
20 RC,PC 橋上部工	1. 桁または版の形状寸法 2. PC 鋼線・鋼棒の配置及び緊張管理状況 3. 鉄筋及びコンクリート工	<ul style="list-style-type: none"> ・現地測定及び施工管理資料により確認 断面寸法, 桁間隔, 全長, 支間 ・緊張力の設計計算書との照合 ・キャンバーの確認(支間中央) ・配筋検査結果等の確認
21 鋼橋上部工	1. 使用材料、部材の品質, 形状, 寸法 2. 仮組の仮設の状況 3. 鉄筋及びコンクリート工 4. 塗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・品質及び施工管理資料により確認 指定材質の確認(ミルシート等) ・床版鉄筋の径及び組立状況 ・工場仮組検査により確認 ロールきず, 割れ, 有害腐食の有無, 全長, 支間, 断面, 桁間隔, 平面对角, 断面对角, 製作キャンバー, ウェブの変形・曲がり, 各部材長の計測等 部材溶接工の適否等 ・架設キャンバー ・排水, 高欄等付属施設の設備・固定状況
22 離岸堤	1. 基礎高, 天端幅, 延長	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の品質・規格の確認 ・ブロック製作工一般 ・使用重機類の確認
23 砂防ダム	1. 基準高, 基礎高, 幅, 長さ, 法勾配 2. 断面形状, 袖部根入れ 3. 水通し断面 4. 土質または岩質 5. コンクリート工 6. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2. については現地測定及び工事写真により確認 ・必要に応じ水抜き穴位置で堤厚の確認 ・コンクリート施工方法の適否, 打継ぎ目の施工状況確認(写真及び観察) ・間詰めコンクリートの施工状況確認 ・残土処理の確認 ・水叩き厚さ, 長さの確認 ・副堤長, 幅, 根入れの確認
24 トンネル工	1. 基準高, 延長, 幅, 高さ, 断面形状, 覆工厚 2. 土質, 岩質 3. コンクリート工 4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2.については現地測定, 工事写真、施工管理資料により確認 ・覆工裏込め材注入状況の確認 ・湧水処理の確認, 継方向打継ぎ目の状況 ・コンクリートの仕上がり面 ・安全対策状況
〔港湾工事〕		
24 浚渫工	1. 浚渫深度 2. 浚渫区域の確認 3. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1.については数カ所選定してレッド等により実測確認, 又は音響深機による確認 ・区域は設計図面と現地標識の照合

工 種	検 査 項 目	備 考
26 拾石工, 根固め工, 被覆工	1. 基準高, 幅, 延長 2. 使用材料の品質, 形状寸法 3. 施工状況	・法線及び起終点の確認 ・仕上り面は任意の地点を選定して箱尺等により計測 ・工事写真により拾石のかみ合わせ, 均し面均一状況等の確認
27 防波堤・けい船岸の上部工	1. 基準高, 幅, 長さ 2. 法線の出入り 3. コンクリート工	・クラック発生の有無 ・躯体又は堤体との接合状況 ・コンクリート表面の仕上がり状況
28 方塊・異形ブロック製作工	1. 寸法規格 2. 製作個数 3. コンクリート工 4. 施工状況 5. 使用材料	・1.については数個選定して実測確認 ・シュミットハンマー及び品質管理資料による確認 ・クラックおよび破損の有無
29 ブロック据え付け工	1. 基準高, 法線の出入り 2. 据え付けの状況 3. 施工数量	・1.については数カ所選定して実測 ・外観観察による確認 ブロック据え付け高, 間隔の均一性 ブロック相互のかみ合わせ状況 ブロックの損壊の有無
30 ケーソン製作工	1. 高さ, 幅, 壁厚 2. 鉄筋及びコンクリート工 3. 施工数量 4. 使用材料	・1.については実測又は施工管理資料による確認 ・鉄筋径及び配筋状況の確認 ・表面及び天端仕上がりの良否 ・打継目の状態 ・外観異常の有無の確認
31 ケーソン据付	1. 基準高, 法線の出入り, 間隔 2. 進水, 曳航, 据付	・進水時のケーソンの異常の有無(工事写真及び聞き取りによる) ・躯体損壊の有無 ・据付精度, 据付け天端部高の均一性
32 埋立工	1. 基準高 2. 汚染防止対策 3. 施工方法の確認 4. 埋立数量	・丁張の確認 ・不陸, 湛水の有無 ・汚染防止策とその効果の確認
33 鋼管又は鋼矢板護岸工	1. 基準高, 法線出入り 2. 使用材料の規格寸法, 数量 3. 施工延長	・現地測定及び施工管理資料により確認 ・打込み天端高の均一性
34 裏込め工	1. 基準高, 天端幅, 延長, 法勾配 2. 使用材料	・材料の粒径及び品質確認 ・吸出防止材施工の良否

工 種	検 査 項 目	備 考
〔下水道工事〕		
35 マンホール工	1. 基準高, 厚さ 2. 形状寸法 3. 施工状況の確認 4. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2. について現地測定により確認 ・計画路面高との段差 ・躯体コンクリートの断面寸法, 厚さ (製品については規格証明書による)
36 推進工	1. 基準高, 延長 2. 中心線のずれ 3. 使用材料の規格寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・1. についてはマンホール位置で実測確認 ・管路勾配及び蛇行の有無 ・建設汚泥の処理状況確認
37 シールド工	1. 基準高, 延長, 覆工厚 2. 中心線のずれ 3. 仕上りの内容 4. セグメント裏込注入 5. 使用材料の品質, 規格, 寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については現地測定及び施工管理資料により確認 ・管路勾配及び蛇行の有無 ・建設汚泥の処理状況確認
38 処理場施設 (土木工事)	1. 基準高, 幅, 高さ(深さ) 長さ 2. 鉄筋コンクリート工 3. 使用材料の品質, 規格	<ul style="list-style-type: none"> ・1. については現地測定及び施工管理資料により確認 ・基準高の確認(特に自然流下施設) ・配筋検査結果の確認 ・漏水及び止水板施工の確認

2-2 建築工事

工 種	検 査 項 目	備 考
1 共通事項	(1) 施工体制・配置技術者の確認 (2) 施工状況の確認(施工管理, 品質管理) (3) 工程管理・安全対策の実施状況 (4) 対外関係との調整状況 (5) 出来形・出来映えの確認 (6) 高度技術・創意工夫の評価 (7) 社会性等の評価 (8) 法令遵守等の確認	施工体制台帳, 施工体系図, その他 施工計画書, 段階確認, 品質管理記録 工程表, 工事安全活動記録, 関係機関・地元との調整, 苦情等の対応 出来形管理図(表), 自社管理基準 施工計画書記載, 関係資料 工事写真, その他関係資料 関係法令書類, 資料
2 仮設工事	(1) 危険防止の確認及び措置 (2) 仮設物の設置及び撤去確認 (3) ベンチマーク, 跡片付け, 地均し確認 (4) 境界の確認	
3 杭打ち工事	(1) 材質, 規格, 寸法及び本数の確認 (2) 位置及び支持力の確認 (3) 工法の確認	RC パイル, PHC パイル, SC パイル, 三角杭, 鋼管杭
4 土工事	(1) 根伐り, 埋戻し及び残土処分の確認 (2) 栗石寸法, 転厚, 地耐力の確認	
5 鉄筋工事	(1) 材料規格, 寸法及び配筋状況の良否 (2) 試験結果表の報告	基礎, 柱, 梁, 床版, 壁, その他
6 コンクリート工事	(1) 骨材の材質, 寸法, 配合の試験及び 結果報告 (2) コンクリートの強度試験及び結果報告 (3) 型枠及び型枠の存置日数の確認 (4) クラックの良否, 豆板の有無 (5) 巾, 基準高の確認 (6) PC 部材の製作及び組み立て状況の 良否	(ア) 基礎幅は壺堀の場合 2 箇所以上, 布堀の場合 3 m ² 内外に 1 箇所以上 (イ) 柱, 梁の基準高及び幅は原則として 一区画について 2 箇所以上 (ウ) 段高は一区画について 2 箇所以上
7 鉄骨工事	(1) 材質, 規格, 寸法の良否 (2) ボルトの種別, 径, 本数の確認 (3) 加工組立状況の良否 (4) 溶接, 防錆塗装の良否 (5) 溶接の欠陥, 変形	JASS6 の「鉄骨精度検査基準」による
8 組積工事	(1) 材質, 規格, 寸法の良否 (2) 積高, 目地の確認 (3) 配筋の確認	壁, がりよう

工 種	検 査 項 目	備 考
9 防水工事	(1) 材質工法の良否 (2) 各所納り良否 (3) 建具回りの防水処理の確認 (4) 漏水の有無 (5) 防水保証書の確認	
10 木工事	(1) 材質, 等級, 寸法, 乾燥状態及び仕上の良否 (2) 部材の仕口, 継手加工及び金物の良否 (3) 養生, 防腐処理の確認 (4) 施工程度の良否	(ア) 天井高は一区画について2箇所以上 (イ) 枠は随意
11 屋根工事	(1) 材質, 葺上り程度及び納りの良否 (2) 漏水の有無	
12 左官工事	(1) 下地処理の程度の確認 (2) 厚さ, 勾配の良否 (3) 平滑度, 仕上状況の良否	
13 建具工事	(1) 材種, 材質, 形状寸法の仕口の良否 (2) 開閉具合の良否	各種建物及び付属金物
14 硝子工事	(1) 材種, 固定状態の良否	
15 内装工事	(1) 材種, 割付, 目違, 傷跡, 汚れの良否 (2) 釘・ビスの間隔の確認 (3) 仕上状況の良否	
16 塗装工事	(1) 下地材の乾燥程度の確認 (2) 塗り回数確認 (3) 刷毛むら流れなどの仕上状況の良否	

2-3 電気設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
1 共通事項	(1) 施工体制・配置技術者の確認 (2) 施工状況の確認(施工管理、品質管理) (3) 工程管理・安全対策の実施状況 (4) 対外関係との調整状況 (5) 出来形・出来映えの確認 (6) 高度技術・創意工夫の評価 (7) 社会性等の評価 (8) 法令遵守等の確認	施工体制台帳, 施工体系図, その他 施工計画書, 段階確認, 品質管理記録 工程表, 工事安全活動記録、 関係機関・地元との調整, 苦情等の対応 出来形管理図(表), 自社管理基準 施工計画書記載, 関係資料 工事写真, その他関係資料 関係法令書類, 資料
2 配管工事 (共 通)	(1) 配管の種類, 太さ, 本数等の確認 (2) 配管とボックスの接続及びわん曲部の 施工確認 (3) 配管の支持方法及び支持間隔の確認 (4) ボックス及び配管位置の適否 (5) 送り接続部, ボックス接続部のアース ボンドの確認 (6) ハンドホールの位置及び寸法の確認 (7) ケーブルの埋設標の確認	
3 配線工事 (共 通)	(1) 電線の種類, 太さ, 本数等の確認 (2) 電線接続の施工確認 (3) 接続端子の締付け確認	
4 受変電設備	(1) 各機器の定格仕様の確認 (2) 各機器の配置, 数量の確認 (3) 盤類の寸法, 材厚の確認 (4) 盤類の計器, ランプスイッチ等の 数量の確認 (5) 開閉器の数量, 容量等の確認 (6) 端子締付けの確認 (7) 変圧器二次電圧の計測 (8) 保護継電器類の動作機能試験 (9) 絶縁抵抗測定 (10) 絶縁耐力試験 (11) 接地抵抗の測定	
5 電灯電熱設備	(1) 盤の開閉器容量、トリップ値の確認 (2) 盤の分岐回路数、電流容量等の確認 (3) 絶縁抵抗測定 (4) 接地抵抗測定 (5) 器具の形式、定格等の確認 (6) スイッチの点滅区分の確認 (7) コンセントの形式容量等の確認	

工 種	検 査 項 目	備 考
	(8) 誘導灯の停電時点灯確認 (9) 非常照明灯の点灯確認及び照度測定	
6 動力設備	(1) 盤の寸法, 材厚等確認 (2) 開閉器の容量, トリップ値, 数量等確認 (3) 計器類の数, 目盛値確認 (4) 端子締付の確認 (5) 監視, 表示, 故障表示, ブザー等の確認 (6) 自動, 手動切替操作の動作確認 (7) インターロック回路の動作確認 (8) 電動機の回転方向確認 (9) 絶縁抵抗測定 (10) 接地抵抗測定	
7 拡声設備	(1) 増幅器の形式の確認 (2) スピーカー, アッテネーターの定格数量等確認 (3) 子電話機の配置, 番号等の確認 (4) 配線接続部の接続方法確認	
8 誘導支援設備	(1) 形式, 容量, 子機数等の確認 (2) 電源装置の容量, 電圧等確認 (3) 子電話機の配置, 番号等の確認 (4) 通話明瞭度の確認	
9 テレビ共同受信設備	(1) アンテナ, ブースター等の仕様定格確認 (2) 分岐器, 分配器等の仕様, 接続の確認 (3) 各端子において電界強度測定 (4) 各チャンネルの受信状況確認	
10 自動火災報知設備	(1) 受信機の形式, 容量等確認 (2) 表示窓名称及び記入方法の確認 (3) 警戒区域図の確認 (4) 絶縁抵抗測定 (5) 回路導通試験 (6) 火災動作試験 (7) 予備電源装置にての動作確認 (8) 各回線毎に表示, ベル鳴動の確認 (9) 感知器の種類, 種別等確認 (10)各感知器の作動試験 (11)ポンプテスト及び燃焼試験 (12)発信機による消火栓ポンプ起動確認 (13)電話機の通信状況確認	
11 雷保護設備	(1) 突針, 避雷導線の仕様確認 (2) 避雷導体の取付け接続確認 (3) 接地抵抗測定 (4) 端子締付けの確認	

工 種	検 査 項 目	備 考
12 構内交換設備	(1) 交換装置, 電源装置の仕様, 容量確認 (2) 電話機の台数, 番号等の確認 (3) 電話機の通信状況確認	
13 昇降機設備	(1) 昇降機の形式, 容量等確認 (2) インジケータの動作確認 (3) 管制運転の確認	

2-4 機械設備工事

工 種	検 査 項 目	備 考
1 共通事項	(1) 施工体制・配置技術者の確認 (2) 施工状況の確認(施工管理、品質管理) (3) 工程管理・安全対策の実施状況 (4) 対外関係との調整状況 (5) 出来形・出来映えの確認 (6) 高度技術・創意工夫の評価 (7) 社会性等の評価 (8) 法令遵守等の確認	施工体制台帳, 施工体系図, その他 施工計画書, 段階確認, 品質管理記録 工程表, 工事安全活動記録、 関係機関・地元との調整、苦情等の 対応 出来形管理図(表), 自社管理基準 施工計画書記載, 関係資料 工事写真, その他関係資料 関係法令書類, 資料
2 配管工事 (共 通)	(1) 配管の種類、サイズ (2) 弁の種類と耐圧 (3) 可とう継手, 伸縮継手の取り付け状況 (4) 自動エア抜き弁の取り付け状況 (5) 温度計・圧力計の取り付け状況 (6) 支持間隔及びガタ付き状況	支持状況のチェック ドレイン水は排出できるか
3 保温工事 (共 通)	(1) 保温材の厚み (2) 仕上げ材の種類の確認 (3) ラッキングのコーキング状況 (4) 凍結・結露対策の確認	雨水の混入はないか 寒冷地対策の配慮
4 防錆・塗装工事 (共 通)	(1) 防錆処理は適切か (2) 名札の取り付け, 文字の確認 (3) 文字書き, 矢印は適切か (4) 下塗り, 仕上げ塗装は適切か	
5 給水設備工事	(1) 水道加入金・負担金について (2) 漏水テストの有無 (3) 土中埋設深さの確認 (4) 埋設シートの確認 (5) 埋設表示杭の確認 (6) 受水槽の清掃は実施されているか (7) // の蓋に鍵はついているか (8) // の電極棒の長さは適切か	支払いは完了しているか 写真にて確認 // //
6 排水設備工事	(1) 配管材料・口径の確認 (2) 屋外排水の流れの状況 (3) マンホール蓋の耐圧は適切か (4) // のレベルは適切か (5) 漏水箇所の確認 (6) ますの破損はないか (7) 掃除口と床の仕上げは適切か (8) 臭気の逆流は心配ないか	勾配は適切か 厨房器具類の排水に留意

工 種	検 査 項 目	備 考
7 衛生設備	(1) 水栓・器具類のガタツキはないか (2) 水栓と壁の間隙はないか (3) 自動水栓の作動状況は良好か (4) 洗浄水の量と圧力は適切か (5) 大便器のトラップは汚れていないか	
8 消火設備	(1) スプリンクラーヘッドと天井のおさまり (2) 消火栓箱と壁のおさまり	
9 ガス設備	(1) ガス漏れ感知器の作動状況は正常か (2) ガス漏えいテストは実施しているか (3) 遮断弁は正常に作動するか	
10 さく井設備	(1) 揚水試験は適切か (2) 水質検査は実施しているか (3) 電気検層結果とストレーナーの位置関係は適切か (4) 充填砂利とストレーナーの目幅は適切か (5) 水位の運転状況は適切か	
11 し尿浄化槽	(1) 土留め等の仮設工事は適切か (2) 残土の処理は適切か (3) 蓋の取り付け状況は適切か (4) 仕上げモルタルは良好か (5) 騒音対策は配慮されているか	(1)型式、能力等の確認
12 空気調和設備	(1) 風切り音は発生していないか (2) 騒音は許容値を越えていないか (3) 吹出口・吸込口のおさまり (4) 風量のバランスはいいか (5) ダンパー類の取り付けは適切か (6) ファンコイルの取り付けは適切か (7) 主要機器中央制御は良好か	(1) 型式、能力等の確認
13 ダクト工事	(1) ダクトの補強工事は適切か (2) 水抜き穴はあるか (3) 防鳥網・防虫網はあるか (4) 吹出口で結露は発生していないか (5) 支持は適切か	
14 自動制御	(1) ON・OFF 制御は適切か (2) 状態監視は適切か (3) 故障・警報表示は適切か (4) 補器類は適切か	
15 解体・撤去	(1) 専門業者に適切に委託されているか (2) 建設廃材の処分は適切か (3) フロンガスの処分は適切か (4) 廃止届出を提出しているか	汚水や油の汲み取り等 書類にて確認 〃 危険物・浄化槽・タンク類